

第4章 被害者等支援の現状、基本方針及び具体的な取組

1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供等

(1) 相談、情報の提供等（第11条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は、突然事件・事故に遭遇し、被害直後から事情聴取等の捜査協力や、公判の出廷、各種福祉制度利用の申請、民事訴訟の提起など、それまで体験したことのない様々な問題に直面します。

しかし、多くの犯罪被害者等は、精神的に混乱した状況の中で直面している問題を十分に認識できず、相談すべき窓口さえ見つけることができないまま、判断を迫られ、更に困難な状況に陥っている場合があります。

また、各種相談窓口担当者の理解不足により、支援に関する必要な情報が得られないことや、配慮に欠けた対応などにより二次的被害を受ける場合もあります。

○ 基本方針

犯罪被害者等が市町の総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口へ相談しやすい環境を整備するとともに、支援に関する情報が適切に提供されるよう、被害者支援に携わる者の実務能力を向上させるため各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 総合的対応窓口や各種相談窓口の明確化等

市町の総合的対応窓口や関係機関等の各種相談窓口において、看板等で分かりやすく表示（犯罪被害者等の相談窓口など）するとともに、相談場所などプライバシーに配慮した環境づくりを推進します。	・くらしの安全安心課
---	------------

② 市町の総合的対応窓口等との連携

市町における総合的対応窓口等との連携を強化するため、くらしの安全安心課内に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、助言指導・情報交換等に努めます。	・くらしの安全安心課
市町をはじめとする関係機関・団体等との連携を強化するため、「犯罪被害者支援システム」を導入し、更に犯罪被害者等の要望を適切に把握するとともに、市町等との迅速な情報共有に努めます。	・警察本部

③ 刑事手続等に関する情報提供

被害者の態様に応じて今後の捜査の流れや各種相談窓口を紹介する冊子「被害者の手引き」を犯罪被害者等に配布するとともに、捜査に支障のない範囲で捜査状況、検挙状況、被疑者の処分等について連絡を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部
--	---

④ 警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携

各警察署単位で構築している警察署犯罪被害者支援ネットワークの積極的活用により、地域における犯罪被害者支援体制の連携強化に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部
---	---

⑤ 各種相談窓口の充実、担当者の技術の向上

精神保健福祉センター、婦人相談所、児童相談所、男女共同参画センター（DV総合対策センター）等をはじめ各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全安心課 ・障害福祉課 ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
---	--

⑥ DVに関する相談機関等の情報提供

DV被害の相談機関等について、ホームページや広報誌等により、積極的に情報提供を行うとともに、各市町に対して、広報等を通して情報提供を行うよう働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
--	---

⑦ DV、児童虐待、高齢者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携

DV、児童虐待や高齢者虐待など、家庭内のあらゆる暴力防止を視野に入れた対応を図るため、DV総合対策センターは、DVと関連の深いネットワーク間の情報交換などを推進するとともに、合同のケース検討会議などを実施し、問題が複合する困難事例に適切に対応できる体制の整備に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿社会課 ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
---	---

⑧ 学校内相談体制の充実

被害児童生徒の不安、悩みに対応するため、臨床心理士等のスクールカウンセラーを学校に派遣する等、学校内の相談体制の充実を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
--	--

⑨ 被害児童、保護者に対する相談機関紹介

被害児童生徒や保護者に対し、少年サポートセンター、児童相談所、福祉事務所、地域の関係機関等に関する情報提供を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・法務私学課 ・学校教育課 ・警察本部
---	---

⑩ 心理学、教育学等の専門職員の配置と相談窓口の充実

心理学、教育学等に関する専門職員等を教育センター等に配置し、相談窓口を充実させます。	・学校教育課
--	--------

⑪ 児童虐待相談担当者研修の充実等

児童相談所は、広く児童や家庭からの相談に一義的に対応する市町職員に対する研修の充実等により、専門性の向上を図ります。	・こども家庭課
児童虐待防止や相談体制の充実を図るため、学校関係機関との連携を強化しながら、市町に設置されている要保護児童対策地域協議会の活動を支援します。	・こども家庭課 ・学校教育課

⑫ 児童相談所等における相談対応

児童虐待等のより困難な相談や緊急性の高いケースについては、児童相談所において対応します。	・こども家庭課
--	---------

⑬ 障害者虐待防止の相談対応

市町の障害者虐待防止センター及び県の障害者権利擁護センターにおいて、障害者の虐待に対する通報や相談に対応します。	・障害福祉課
--	--------

⑭ 高齢者虐待防止の相談窓口の充実等

高齢者虐待防止、権利擁護対応に関わる市町職員及び地域包括支援センター職員の対応能力の向上を図り、相談窓口の充実に努めます。	・長寿社会課
---	--------

⑮ 犯罪被害者支援ハンドブック等の活用

日頃から関係機関等の犯罪被害者等支援に関する情報の共有に努めるとともに、犯罪被害者等の相談や情報提供等においては、「犯罪被害者等支援ハンドブック」等を活用し、犯罪被害者等が望んでいる支援への的確につなげていきます。	・各機関・各課
---	---------

(2) 経済的な助成に関する情報の提供等（第18条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇することで、家族を失う、怪我を負う、障害が残るといった直接的被害だけでなく、働き手を失ったことによる収入の途絶や長期治療のための医療費の負担、精神的・身体的被害による失職等により、経済的困窮に陥る場合があります。

このような場合に、経済的負担の軽減や各種経済的な助成に関する情報提供が適切に行われなかったため、必要な支援を受けられず孤立することがあります。

○ 基本方針

犯罪に起因して発生する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るとともに、様々な経済的助成制度について適切に情報提供や助言を行うなど各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 市町及び各種関係機関・団体の経済的助成制度の情報提供

市町及び関係機関・団体が行っている様々な経済的な助成制度等（犯罪被害給付制度、犯罪被害救援基金制度、生活資金給付制度、市町の見舞金制度等）について情報提供に努めます。	・各機関・各課
---	---------

② 犯罪被害給付制度の適切な運用と手続の迅速化

犯罪被害給付制度の周知を図るとともに、犯罪被害者等に対する適時適切な教示と手続の迅速化に努めます。	・警察本部
---	-------

③ 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等

犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	・警察本部
性暴力救援センターにおいて、警察の公費負担制度の対象とならない性暴力被害者に対し、臨床心理士によるカウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	・男女参画・女性の活躍推進課

④ 医療保険の円滑な利用の確保

被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。	・国民健康保険課
---	----------

⑤ ひとり親家庭、障害者等への医療費助成制度の情報提供

母子家庭、父子家庭等への医療費の助成制度について説明を行います。	・こども家庭課
身体障害、知的障害、精神障害のある方への医療費の支給制度等について説明を行います。	・障害福祉課

⑥ 法テラス民事法律扶助制度に係る情報提供

法テラスの民事法律扶助制度についての説明と周知を図ります。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
-------------------------------	---------------------

⑦ 佐賀県弁護士会と連携した法律相談体制の整備

希望する全ての犯罪被害者等が法律相談を受けることができるよう、弁護士会が行う法律相談に係る費用を援助します。	・くらしの安全安心課
--	------------

2 精神的・経済的支援

(1) 日常生活の支援（第13条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は突然事故・事件に遭遇することにより、自分自身の精神状態が不安定なまま、通常の日常生活のほかにも、事件・事故に起因する各種刑事・行政手続をこなさなければなりません。

また、事件・事故のショック等から家事や育児ができなくなり、日常生活すら破綻するおそれもあります。

なお、日常生活支援を行う人材（ボランティア）が不足しています。

○ 基本方針

日常生活を営むことに支障が生じた犯罪被害者等には、通院時の付添い、家事、育児等、被害に遭う前の生活を取り戻すための支援など各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 民間支援団体等が行う直接支援等の情報提供等

民間支援団体等が行っている付添い支援等の直接支援や相談支援等の情報提供等に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
--	---------------------

② 介護・育児サービス等の情報提供等

介護・育児サービス子育て支援等の情報の提供等に努めます。	・長寿社会課 ・こども未来課
------------------------------	-------------------

③ 生活困窮に陥った場合等の支援

犯罪被害により生活の困りごとや不安を抱えている場合、生活自立支援センターにおいて、生活困窮者自立支援法により、支援員が相談に応じ、利用可能なサービス等の紹介や支援プランを作成するなど、自立に向けた支援を行います。 また、犯罪被害により働き手を失うなどして収入が減少した場合、福祉事務所において、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、被害者世帯の自立を助長します。	・福祉課
---	------

④ 生活福祉資金貸付制度を活用した支援

<p>佐賀県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。</p>	<p>・福祉課</p>
---	-------------

⑤ 犯罪被害者等支援ボランティアの拡充及び支援の充実

<p>被害者支援ネットワーク佐賀VOISSと連携し、犯罪被害者等支援ボランティアの拡充に努めるとともに、必要な方への支援の充実に努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
---	-------------------

(2) 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第12条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は、精神的被害、身体的被害を受ける場合が多く、精神的ショックから心的外傷後ストレス障害（PTSD）を発症し、様々な心身の不調に陥る場合があります。

しかし、このような犯罪被害者等の心身の状況等に応じた精神科等の専門家による精神的ケアや適切な保健医療サービス、福祉サービスの提供が十分に行われているとは言えない状況にあります。

○ 基本方針

犯罪被害者等が心身に受けた深刻な影響を早期に緩和、回復できるように支援するなど各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 犯罪被害者等に対する適切な公費負担制度の運用等【再掲：1-(2)-③】

犯罪被害者等の初診料や緊急避妊に要する費用、カウンセリング費等の公費負担制度を適時適切に運用し、経済的・精神的負担の軽減を図ります。	・警察本部
性暴力救援センターにおいて、警察の公費負担制度の対象とならない性暴力被害者に対し、臨床心理士によるカウンセリングや被害直後の処置・検査、それらの措置についての経済的支援を行います。	・男女参画・女性の活躍推進課

② 犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供

犯罪被害者等が被害後早期から専門的知識を有する専門家から精神的ケアを受けることができるよう、犯罪被害者等早期援助団体に対する情報提供を積極的に行います。	・警察本部
--	-------

③ 犯罪被害者等からの心の悩みに関する相談

精神保健福祉センター等において、犯罪被害者及び家族に対する相談支援を行います。	・障害福祉課
---	--------

④ DV被害者の自立支援

<p>男女共同参画センター（DV総合対策センター）、婦人相談所において、福祉制度など様々な制度を活用し、DV被害者の自立に向けた継続した支援ができるよう関係機関との連携に努めます。</p> <p>一時保護中のDV被害者については、婦人相談所において心理的支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
---	---

⑤ 要保護児童への立ち直り支援

<p>児童相談所等において、被虐待児童への心理的ケア等の支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課
--	---

⑥ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣

<p>犯罪被害者等を含む児童生徒や保護者等の心の問題の解決を図るため、公立小中学校及び義務教育学校、県立学校にスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの派遣を行い、児童生徒へのカウンセリングや保護者等への助言などを行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課
---	--

⑦ 犯罪被害者団体及び自助グループに関する情報提供

<p>民間支援団体と連携し、被害者等に対して、被害者等が抱える問題等を被害者同士で、互いに語り合い支え合うことなどを目的として集う自助グループの紹介等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全安心課 ・警察本部
---	---

⑧ 医療保険の円滑な利用の確保（再掲：1-(2)-④）

<p>被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付が行われる旨を国民健康保険及び後期高齢者医療の保険者に周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険課
--	--

⑨ 生活福祉資金貸付制度を活用した支援【再掲：2-(1)-④】

<p>佐賀県社会福祉協議会が、低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉課
---	--

(3) 安全の確保（第 14 条関係）

○ 現状

ストーカー被害者やDV被害者等をはじめ、犯罪被害者等の多くは、再び危害を加えられることに対して、強い恐怖や不安を感じています。

○ 基本方針

犯罪被害者等が再び危害を受けることがないように、再被害の未然防止と安全を確保するための各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 加害者からの再被害防止対策の徹底

同じ加害者から再び危害を加えられる恐れがある場合、重点警戒を行うなど、再被害防止を図ります。	・警察本部
--	-------

② 一時的避難場所に要する費用の公費負担

再被害を受ける恐れがある場合等に、安全を確保するため、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担します。	・警察本部
---	-------

③ DV被害者・被虐待児童の保護等

DV被害者については、被害者の安全確保のため、関係機関との連携のもと、婦人相談所等が一時保護などの支援を行います。 被虐待児童については、児童相談所等において、状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置等、社会的養護を行います。	・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
--	------------------------------------

④ DV被害者に関する情報管理の徹底

住民基本台帳事務における閲覧制限などの支援措置が市町間において遺漏なく行われ、その他の諸手続きにおいて発生するDV被害者の住所変更や納付書の送付先等が加害者に漏れないよう、関係機関において情報管理が徹底されるよう周知を図ります。	・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
--	------------------------------------

⑤ DV被害者の安全確保

<p>DV被害者を探して加害者が、男女共同参画センター（DV総合対策センター）や婦人相談所、市町、医療機関等に対して追及行動をとることが想定されるため、これらの機関は、警察に迅速に通報できるような体制整備を図ります。</p> <p>また、被害者の情報が加害者に漏れないよう、厳格な情報管理体制の整備を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
--	--

⑥ 保護命令申立に関する支援

<p>保護命令の申立については、適時適切に対応するとともに、裁判所から保護命令が発令された場合は、警察により防犯指導や連絡体制を取って被害者の安全確保に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
---	--

⑦ DV被害における広域的な対応体制の整備

<p>婦人相談所等DV被害者の相談支援機関は、被害者が県外への避難を希望した場合には、広域措置が円滑に行えるよう、福祉事務所（保健福祉事務所）や他の都道府県との一層の連携に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
---	---

⑧ 学校関係者に対する虐待発見時の通告義務の徹底

<p>学校関係者が虐待発見時に適切に対応できるよう、通告義務の周知徹底を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法務私学課 ・学校教育課 ・保健体育課
---	--

⑨ 犯罪被害者等に関する情報の保護

<p>各種業務において、個人情報、個々の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、特に犯罪被害者等の個人情報は、二次的被害防止、プライバシーの保護や安全・安心の確保等の観点から、適切な取扱いが求められていることに十分配慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各機関・各課
<p>犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道に対しては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、二次的被害の防止を図るよう考慮し、理解ある対応を求めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全安心課 ・警察本部

(4) 居住の安定等（第 15 条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は、自宅が事件現場となったため物理的に居住困難となったり、加害者が未検挙で自宅も知られているため恐怖や不安で帰宅できなかつたり、転居を強いられるケースがあります。

しかし、被害に遭ったことによる経済的困窮や、事件後のショックもあり、新たな居住先を自ら探し求めることは大変困難な状況にあります。

○ 基本方針

関係機関、団体と連携して、一時的、あるいは中長期的な居住を確保するための各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 被害直後における居住場所の確保

自宅が犯罪行為の現場になったり、破壊されたりしたことなどにより、従前の住居に居住することが困難となった場合には、一時的に避難するための宿泊費を公費で負担し、被害直後の居住場所の確保に努めます。	・警察本部
--	-------

② 中長期的な居住場所の確保に関する情報提供

犯罪被害者等の事情に応じて、公営住宅優先入居等の制度に関する情報を提供し、中長期的な居住場所を確保するための支援に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
--	---------------------

③ 犯罪被害者等に対する公営住宅への優先入居等

犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等の措置の拡充を検討するとともに、市町等と連携し支援の充実に努めます。	・建築住宅課
---	--------

④ 公営住宅の一時使用

犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に県営住宅に入居する必要がある犯罪被害者等については、県営住宅を使用できるよう配慮します。	・建築住宅課
---	--------

⑤ DV被害者、被虐待児童の一時保護施設退所時の支援

<p>DV被害者や被虐待児童に対し、婦人相談所、児童相談所等は、被害者の状況に応じた福祉施設への入所などの支援を行います。</p> <p>また、DV総合対策センターは、DV被害者が一時保護施設から退所後の生活支援を必要とする場合、DV被害者支援民間グループと協働して、ステップハウスなど多様な住宅確保対策を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課
--	---

⑥ 被虐待児童の社会的養護

<p>児童相談所等は、被虐待児童について、状況に応じて一時保護又は児童養護施設などへの入所措置による社会的な養護を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課
--	---

(5) 雇用の安定（第16条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は、突然の事件・事故に起因する身体的・精神的被害により従前に比べ仕事の能率が低下したり、治療や裁判出廷等のために、欠勤を余儀なくされたりすることがあります。

その結果、事業者の無理解により一方的に解雇され辞職せざるを得なくなるなどの状況に追い込まれることがあります。

○ 基本方針

雇用情勢に関わらず、犯罪被害者等が雇用を維持・確保できるよう雇用の安定を図るとともに、事業者の理解を深めていくための各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 事業者に対する犯罪被害者等への理解促進

犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------

② 新規就労、転職支援

犯罪被害者等が新規就労や転職を希望する場合には、佐賀労働局やハローワークと連携し、きめ細かな就労支援を行います。	・産業人材課
--	--------

③ 後遺障害者に対する就業情報の提供

犯罪被害により障害を負った人が就職を希望する場合は、公共職業訓練及び求職者支援訓練を一体的に提供する公共職業能力開発施設を紹介するなどの情報提供を行います。	・障害福祉課
--	--------

④ 事業主との間の労使問題に係る相談対応

犯罪被害者等が事業主との間で生じた労働問題に関して相談が寄せられた場合は、個別労働紛争解決制度などの周知を図るとともに、関係機関等と連携して問題解決を図ります。	・産業人材課 ・労働委員会事務局
--	---------------------

(6) 保護又は捜査の過程における配慮等（第17条関係）

○ 現状

犯罪被害者等は、犯罪等によって直接心身に深い傷を負うだけでなく、その後も、保護、捜査の過程において不適切な取扱いを受けることにより、二次的被害を受けることがあります。

○ 基本方針

犯罪被害者等の保護、捜査の過程において、犯罪被害者等の名誉や生活の平穩、人権に十分な配慮がなされるよう、捜査員等に対し犯罪被害者等の現状に関する知識の修得と、精神的負担を軽減させるための各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 被害者支援要員によるきめ細やかな支援

事件発生直後から被害者支援要員を指定し、事情聴取や病院等への付添い、相談対応、関係機関・団体への引き継ぎ等、犯罪被害者等の要望に即したきめ細やかな支援を行い、捜査の過程における負担の軽減に努めます。	・警察本部
---	-------

② 被害者支援要員に対する研修

被害者支援要員に対する研修会を行い、事件発生直後から、犯罪被害者等の要望に即したきめ細やかな支援を行うための知識と技能の向上を図ります。	・警察本部
--	-------

③ 警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修

県警察学校に入校する警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を行い、警察職員全体の犯罪被害者等に関する理解の浸透を図ります。	・警察本部
---	-------

④ 犯罪被害者等のプライバシーに配慮した施設等の活用

犯罪被害者等から事情聴取をする場合には、被害者用事情聴取室を活用するなどプライバシーに配慮した施設等の活用に努めます。	・警察本部
---	-------

⑤ 犯罪被害者等に初期に接する者の研修

医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	・各機関・各課
---	---------

3 関係機関相互の連携

(1) 民間支援団体等に対する支援（第21条関係）

○ 現状

県では、民間支援団体「認定特定非営利活動法人被害者支援ネットワーク佐賀VOISS（ボイス）」（以下「被害者支援ネットワーク佐賀VOISS」という。）を、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定（佐賀県公安委員会）し、犯罪被害者等支援に連携して取り組んでいます。

被害者支援ネットワーク佐賀VOISSは、電話や面接等の相談業務のほか、病院や裁判所等への付添い等、犯罪被害者等の多様なニーズに、被害後早期から中長期にわたって柔軟に対応ができることから、関係機関が相互に連携した支援を行う上で、重要な役割を果たしています。

○ 基本方針

県は、犯罪被害者支援の中核を担う民間支援団体に対して、犯罪被害者等からの支援要望について積極的に情報共有を図るとともに、支援員の確保、技能の向上、財政基盤の強化に関する情報提供等の各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 民間支援団体等への情報提供等

被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の民間支援団体等に対し、犯罪被害者等の要望に応じた情報の提供をはじめ連携して、被害後早期から支援を行うことができるよう努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
---	---------------------

② 民間支援団体等と連携・協力した広報啓発活動の推進

民間支援団体等と連携・協力し、犯罪被害者等基本計画で定められた「犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日)」において、「犯罪被害者支援フォーラム」を開催するなど、集中的な広報や街頭活動等を行い、犯罪被害者等支援に対する県民の理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
--	---------------------

③ 民間支援団体等に対する基盤強化のための各種支援

被害者支援ネットワーク佐賀VOISS等の民間支援団体等に対し、研修等への講師の派遣や、職員の技能向上のための助言・指導等のほか、民間支援団体の取組等に関する県民への周知など、犯罪被害者等支援活動のための基盤強化に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
---	---------------------

(2) 関係機関相互の連携（第3条4項関係）

① 犯罪被害者等支援ネットワークの連携

<p>「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」（通称：V S協議会）、犯罪被害者等支援庁内連絡会議その他の犯罪被害者等支援を行う関係機関・団体において、相互に連携し、支援ネットワークの充実強化を図るとともに、個別の事案発生時には、各機関、団体が連携して、犯罪被害者等のニーズや心情に配慮した支援活動を行います。</p>	<p>・各機関・各課</p>
<p>県内において重大事件等が発生した場合、事案の規模や重要性等を判断し、必要に応じて、「犯罪被害者等に対する支援のための連絡協議会」（通称：V S協議会）等を活用し、緊急対策会議等を開催するなど連携した対応に努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課 ・警察本部</p>

② 市町の総合的対応窓口等との連携【再掲1-(1)-②】

<p>市町における総合的対応窓口等との連携を強化するため、くらしの安全安心課内に犯罪被害者等支援コーディネーターを配置し、助言指導・情報交換等に努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
<p>市町をはじめとする関係機関・団体等との連携を強化するため、「犯罪被害者支援システム」を導入し、更に犯罪被害者等の要望を適切に把握するとともに、市町等との迅速な情報共有に努めます。</p>	<p>・警察本部</p>

③ 警察署犯罪被害者支援ネットワークの連携【再掲1-(1)-④】

<p>各警察署単位で構築している警察署犯罪被害者支援ネットワークの積極的活用により、地域における犯罪被害者支援体制の連携強化に努めます。</p>	<p>・警察本部</p>
--	--------------

④ DV、児童虐待、高齢者虐待等に関する関係地域ネットワークの連携

【再掲1-(1)-⑦】

<p>DV、児童虐待や高齢者虐待など、家庭内のあらゆる暴力防止を視野に入れた対応を図るため、DV総合対策センターは、DVと関連の深いネットワーク間の情報交換などを推進するとともに、合同のケース検討会議などを実施し、問題が複合する困難事例に適切に対応できる体制の整備に努めます。</p>	<p>・長寿社会課 ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課</p>
--	--

4 理解の増進

(1) 県民等の理解の増進（第19条関係）

○ 現状

県民が犯罪被害者等に接する機会や置かれた立場、必要としている支援について知る機会が乏しく、犯罪被害者等の実情に対する県民の理解・関心は十分とは言えない状況です。

そして、それが周囲の人々の配慮のない言動や無関心による二次的被害の要因になっているとも考えられます。

○ 基本方針

県民が犯罪被害者等に対する理解を深め、「できることから支援する」社会全体の気運が高まるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、幅広く広報啓発活動を進めていくなど各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 各種広報媒体を活用した広報啓発の充実

広報誌やホームページのほか、新聞やテレビ、ラジオ等、県民に触れることの多い各種広報媒体を活用し、犯罪被害者等支援に関する広報啓発の充実に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
---	---------------------

② DVD・リーフレット等を活用した広報啓発

犯罪被害者等支援広報啓発用のDVDやリーフレット等を作成するとともに、研修会や講話等に活用するなど、犯罪被害者等支援に関する広報啓発に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
--	---------------------

③ 「犯罪被害者週間」における広報啓発活動

犯罪被害者等基本計画で定められた「犯罪被害者週間(毎年11月25日～12月1日)」において、「犯罪被害者支援フォーラム」を開催するなど、集中的な広報や街頭活動等を行い、犯罪被害者等支援に対する県民の理解促進に努めます。	・くらしの安全安心課 ・警察本部
---	---------------------

④ 「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動

<p>国の「児童虐待防止推進月間」（毎年 11 月）にあわせて、児童虐待防止のため「ストップ!!児童虐待街頭キャンペーン」を開催するなど、広報啓発に取り組み、県民の理解促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども家庭課
--	---

⑤ 「命の大切さを学ぶ教室」

<p>中学生及び高校生を対象とした犯罪被害者遺族等による講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等が犯罪から受けた様々な痛み、家族を亡くした思い、命の大切さについて理解を深め、犯罪被害者等に対する配慮・協力への意識の涵養を図るとともに、規範意識の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法務私学課 ・学校教育課 ・警察本部
--	---

⑥ こころの教育の推進

<p>こころの教育を推進し、被害者にも加害者にもならないための意識の定着を図ります。</p> <p>そのため、各学校等において生命の尊重に関する道徳教育の充実や体験活動、交流活動等を通じ、自他の生命を尊重する心情や態度、豊かな人間性や社会性の育成等に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・保健体育課
--	--

⑦ 犯罪被害者等支援講座

<p>大学生等を対象とした犯罪被害者等支援講座等を開催し、犯罪被害者等への理解促進に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全安心課
---	--

⑧ 広報や講演会等によるDV防止啓発の推進

<p>DVに関する正しい理解を深める啓発や、相談窓口や法律に基づく制度についてのさらなる周知を図ります。</p> <p>特に、国の「女性に対する暴力をなくす運動期間（毎年 11 月 12 日～25 日）」において、女性に対する暴力防止講演会やDV防止啓発展示等を行い、広く県民に対する啓発を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課
--	--

⑨ DV未然防止教育等の推進

<p>中学生、高校生、専門学校生や大学生などの 10 代、20 代の若者が、DVについての認識を深めることは、将来的に加害者、被害者の発生を予防することにもつながるため、DV未然防止のための教育を推進します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・男女参画・女性の活躍推進課
--	--

⑩ 事業者に対する犯罪被害者等への理解促進【再掲 2-(5)-①】

<p>犯罪被害者等が雇用面での不利益な取扱いがないよう、民間支援団体と連携して、事業者に対する犯罪被害者等への理解促進に努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
---	-------------------

(2) 人材の育成（第20条関係）

○ 現状

犯罪被害者等支援に携わる者には、支援に関する様々な制度や犯罪被害者等の心身の回復に関する知識が求められており、このような知識・技能を持つ人材が不足しています。

○ 基本方針

犯罪被害者等支援に携わる県や市町の職員、民間支援団体の職員や、相談対応、家事・育児等生活支援を提供する民間支援団体の職員やボランティア等が犯罪被害者等支援に関する十分な知識・技能を習得できるよう人材の育成を図るなど各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 犯罪被害者等に初期に接する者の研修【再掲2-(6)-⑤】

医療従事者、消防、救急隊員などの犯罪被害者等に最初に接する可能性のあるものや、保健福祉教育機関等の関係者に対し、犯罪被害者等の心情や支援についての研修を行います。	・各機関・各課
---	---------

② 被害者支援要員に対する研修【再掲2-(6)-②】

被害者支援要員に対する研修会を行い、事件発生直後から、犯罪被害者等の要望に即したきめ細やかな支援を行うための知識と技能の向上を図ります。	・警察本部
--	-------

③ 警察職員に対する犯罪被害者等支援に関する研修【再掲2-(6)-③】

県警察学校に入校する警察職員に対し、犯罪被害者支援に関する研修を行い、警察職員全体の犯罪被害者等支援に関する理解の浸透を図ります。	・警察本部
---	-------

④ 犯罪被害者等支援従事者に対する心理的影響に対する配慮

犯罪被害者等支援に従事する職員は、犯罪被害者等に寄り添う支援を行うことで自らも同様のストレスを受けることがあることから、代理受傷に関する研修を行い、ストレスに備えさせるなどの配慮を行います。	・警察本部
---	-------

⑤ 市町職員等を対象とした研修会等

<p>市町職員等を対象とした「犯罪被害者等支援養成講座」を開催するなど、犯罪被害者等支援についての理解促進と窓口対応による二次的被害防止を図ります。</p> <p>また、市町職員等向けの「犯罪被害者等支援ハンドブック」を支援対応の「手引き」となるように整備し、活用を促進するとともに、支援対応の向上につなげます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
--	-------------------

⑥ ボランティア育成研修会等

<p>被害者支援ネットワーク佐賀VOISSと連携し、広く犯罪被害者等支援ボランティアを募り、「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を開催します。</p> <p>また、市町や地域で活動する団体と連携し、地域で活動するボランティア等を対象として、犯罪被害者等支援について理解促進を図るなど、生活支援を担うボランティアの育成などに努めます。</p>	<p>・くらしの安全安心課</p>
--	-------------------

⑦ DV相談体制の整備・充実

<p>相談窓口を設置している機関は、DV被害者支援に関する諸手続きの知識や適切な支援を行うための技能の習得ができるように、機会を捉えて実践的な研修への参加促進や、実施している研修内容をさらに充実させるようにします。</p> <p>さらに、相談窓口を設置していない市町に対し、設置を働きかけていくとともに、設置市町に対しては、他の市町に居住する住民からの相談にも対応するよう協力を求めます。</p>	<p>・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課</p>
--	-----------------------------------

⑧ DV関連の相談員に対する心身のケア

<p>DV関連被害の相談は、多様で深刻な場合が多いため、相談員がバーンアウト（燃え尽き）しないよう、相談員の心身のケアに努めます。</p>	<p>・男女参画・女性の活躍推進課</p>
---	-----------------------

⑨ 児童虐待に係る相談体制整備の研修

<p>児童相談所等において、児童虐待の相談支援体制整備や相談員の資質向上のための研修を行います。</p>	<p>・こども家庭課</p>
--	----------------

⑩ 児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応研修

<p>教職員に対し、児童・生徒が犯罪被害に遭遇したときの危機対応について、各種研修講座で研修の充実に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育課 ・保健体育課
---	--

⑪ VS協議会の各機関・団体における相談対応者に対する研修

<p>VS協議会に加入する各機関・団体において、相談対応者によるカウンセリング研究会を開催し、対応能力の向上を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・警察本部
--	---

⑫ 各種相談窓口の充実、担当者の技術の向上【再掲 1-(1)-⑤】

<p>精神保健福祉センター、婦人相談所、児童相談所、男女共同参画センター（DV総合対策センター）等をはじめ各種相談窓口の充実と担当者の対応能力の向上に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・くらしの安全安心課 ・障害福祉課 ・男女参画・女性の活躍推進課 ・こども家庭課 ・警察本部
--	--

(3) 意見の反映（第 22 条関係）

○ 現状

犯罪被害者等からの切実な意見や要望が、関係機関・団体等に対して真に届いていないため、犯罪被害者等からの意見が十分に反映されない場合があります。

○ 基本方針

県条例第 22 条において「犯罪被害者等支援に関する施策の推進に当たっては、犯罪被害者等をはじめ広く県民から意見を聴き、その反映に努める」と定められており、機会あるごとに犯罪被害者等からの意見を聴き施策への反映に努めるため各種取組を推進します。

○ 具体的な取組

① 各業務における犯罪被害者等の意見等の把握

各業務において、犯罪被害者等からの意見を聴くことに努め、犯罪被害者等からの切実な意見や要望の把握に努めます。	・各機関・各課
--	---------

② 県民等からの意識調査による把握

集会や研修会等において、県民等から「犯罪被害者等に対するアンケート」を行い、県民意識の把握に努めます。	・くらしの安全安心課
---	------------

③ 有識者等の意見の反映

推進計画の検討・見直しなど必要に応じて、有識者等の懇談会やパブリックコメントを実施し、意見の反映に努めます。	・くらしの安全安心課
--	------------